

令和6年 第4回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和6年4月30日(火) 午後3時00分～

2. 場 所 頤娃保健センター

3. 出席委員(16人)

会 長	1 番	本木下 裕一		
会長職務代理	2 番	大隣 初美		
委 員	3 番	月野 貴大	4 番	吉崎 久男
	6 番	松永 克生	7 番	高江 京子
	9 番	福元 幸志	10 番	松藺 勝郎
			13 番	大坪 幸博
	15 番	栢川 明子	16 番	松村 孝徳
	18 番	梶山 俊孝	17 番	池田 慎
			5 番	東垂水 勝秀
			8 番	永山 明美
			14 番	桑代 純一

4. 欠席委員(3人)

11 番 下之門 信洋 12 番 六反田 達郎 19 番 宮原 俊郎

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名
- 日 程 第 2 会期決定の件
- 日 程 第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日 程 第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日 程 第 5 議案第 21 号 農地所有適格法人の承認について
- 日 程 第 6 議案第 22 号 農業振興地域整備計画変更(案)の意見決定について
- 日 程 第 7 議案第 23 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 8 議案第 24 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 9 議案第 25 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 10 議案第 26 号 旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日 程 第 11 議案第 27 号 非農地証明願について
- 日 程 第 12 その他
- 閉議の宣告

○ 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 宇都 寿彦
農政係長 折尾 武志 松下 剛史
農地係長 神村 洋一 赤崎 隆明

7. 会議の概要

開 会 午後 3 時 00 分

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。下之門委員，六反田委員，宮原委員から一身上の都合により，欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は 16 名で，会議の定足数に達しております。

これより令和 6 年第 4 回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが，別添 1 の 4 月をご覧いただきたいと思ひます。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告をおこなう。）

議 長 只今の，会長・事務局長諸般の報告に対しまして，質問，御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので，これより本日の会議を開きます。

会議録作成に必要ですので，質疑，意見等発言を求める委員は，挙手のうゑ，自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第 1 「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は会議規則第 19 条第 2 項の規定により，3 番月野委員，5 番東垂水委員を指名し，会議書記に農政係長を指名いたします。

議 長 日程第 2 「会期決定の件」を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は，本日 4 月 30 日の 1 日間で御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

したがって，会期は本日限りの 1 日間とすることに決定しました。

議 長 日程第 3 「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。3 点でございます。

農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約の通知事案が 1 件ございまし

た。

貸人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は鹿児島市の〇〇〇〇さんの相続人代表〇〇〇〇さんです。解約の理由は借人の農業廃止によるものです。

続きまして、5 頁～12 頁でございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が 47 件ございました。貸人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は同じく穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 46 件です。

貸人主導によるもの 6 件、借人主導によるもの 41 件です。うち、農地中間管理事業への載せ替えはありませんでした。地目の内訳は、田 1 筆 923 m²、畑 80 筆 108,848 m²の合計 81 筆 109,771 m²で穎娃地域 23 件、知覧地域 21 件、川辺地域 3 件です。

なお、各 1 頁一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 続きまして、日程第 4 「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 説明いたします。

資料は、14 頁からになります。今回新規認定 3 名、再認定 12 名であります。

新規認定者の整理番号 1 番、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。甘藷の経営で経営規模の拡大、機械の更新等により経営の安定に努めたいところです。

整理番号 2 番、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。甘藷と茶の複合経営で農地の集積・集約化や機械更新等による経営の安定に努めたいところです。

整理番号 3 番、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。法人で認定を受けていたものを個人に変更し新規に認定を受けたものです。

お茶とそばの複合経営でそばの面積拡大、新品種導入により経営の安定に努めたいところです。

再認定 12 件の営農類型としては、専業で茶 4 件、肉用牛 1 件、残りは甘藷と露地野菜等との複合経営 7 件であります。

穎娃地域 3 件、知覧地域 8 件、川辺地域 1 件です。

資料の 17 頁から一覧表となっておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で報告事項の説明を終わります。

議長 只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

18 番委員 新規認定者の欄で格納庫の記載は、必須なのか。

農政係長 必須ではない。

議 長 他にないですか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思ひます。

議 長 次に、日程第5 議案第 21 号「農地所有適格法人の承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 資料は、20 頁からになります。

今回は、奄美市〇〇〇〇番地 株式会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましては、農業の経営、農作業の受託、農産物の加工販売、農業施設の利用貸付で、会社設立は平成 19 年 4 月 2 日で、構成員は 3 人となっています。資本金の額は〇〇〇円です。

農地所有適格法人は 4 つの要件を全て満たさなければなりません。

「法人形態要件」については、株式会社で、「事業要件」については、主な事業は、農業の経営及び農作業の受託、農産物加工販売となっており、「構成員要件」については 3 人で、常時従事する農業関係者が総議決権の 2 分の 1 を超えております。「役員要件」についても、役員の過半が法人の農業に 150 日以上従事し、かつ 1 人以上が法人の農作業に年 60 日以上従事します。

以上、全ての要件を満たしていることを御報告いたします。

また、後ほど 3 条でも審議頂きますが、構成員の実家の〇〇〇の土地取得を行い、米、甘藷の営農を行うために農地保有適格法人の申請がなされたものであります。

以上、説明を終わります。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。議案第 21 号に係る案件については、申請どおり承認することに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

委 員 異議なしと認めます。

議 長 よって議案第 21 号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。

議 長 次に日程第 6 議案第 22 号「農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について」を議題とします。

まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。池田委員をお願いします。

17 番委員 報告いたします。25 頁の審議番号 1 番です。関連資料は 26 頁から 30 頁になります。

申請人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は穎娃町〇〇字〇〇〇番、畑 944 m²で〇〇自治会南側に位置します。

申請人は市内の〇〇農家であり、農業用施設用地へ用途区分を変更するものです。申請地の西側は市道、南側は田及び山林、東側は山林、北側は畑に接しています。

現状のままで利用しますが、周囲はコンクリートブロックを設け、土砂流出等の被害が無いようにし、雨水は自然流下で道路側溝へ、日照・通風等については隣接する農地との境界から離して建築するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長
3 番委員

次に、月野委員お願いします。

報告いたします。25 分の審議番号 2 番です。関連資料は 31 分から 35 分になります。

申請人は川辺町〇〇の〇〇〇〇です。申請地は川辺町〇〇字〇〇〇番、畑 900 m²他 1 筆 計 1,698 m²で〇〇〇〇近くに位置します。

申請人は市内の〇〇〇〇であり、事業拡大に伴い〇〇〇〇の置き場所の拡大が必要であることから、既存の資材置き場に隣接している申請地を農用地区域から除外するものです。

申請地の南側西側は雑種地、東側は市道、北側は山林に接しています。現状のまま利用しますが、土留めをするので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で水路へ放流し、日照・通風等については、通路や資材置場として利用するため周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長
農地係長

ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

審議番号 1 番の用途区分変更については、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であり、やむを得ない変更であると判断されます。

審議番号 2 番の農振除外については、代替地を検討しましたが、適地が見つからず、農用地区域の外周部に接し、農地の集団化・農作業効率化に支障はないことから除外の要件を満たしていると判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議長
委員
議長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 22 号「農業振興地域整備計画変更（案）について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございません

んか。

委員
議長

「異議なし」の声あり
異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長

次に、日程第 7 議案第 23 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係

説明いたします。37 号～39 号の 3 条所有権移転 14 件でございます。

譲渡人は鹿児島市の〇〇〇〇さん、譲受人は頴娃町〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。

地目の内訳は田 3 筆 973 m²、畑 28 筆 23,232.51 m²の合計 31 筆 24,205.51 m²で、理由につきましては、規模拡大 12 件、自作地相互の交換 1 件、自給的農業 1 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、田が無償のため 0 円、畑が 55 千円から 765 千円です。10 a 当たりの取引価格の平均としましては、田が無償のため 0 円、畑が 355 千円でございます。地域別では、頴娃地域 2 件、知覧地域 4 件、川辺地域 8 件です。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び提出されました 40 号～48 号の調査書、誓約書及び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

ご審議方よろしく申し上げます。

議長

只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委員
議長

「なし」の声あり

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 23 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」は、申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長

次に、日程第 8 議案第 24 号「農地法第 4 条許可申請に対する許可について」を議題といたします。現地調査員の池田委員から報告をお願いします。

17 番委員

報告いたします。

50 号の審議番号 1 番です。関連資料は 51 号から 55 号になります。

申請人は頴娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は頴娃町〇〇字〇〇〇

番，畑 944 m²で〇〇自治会南側に位置します。

申請理由，被害防除対策等につきましては，先ほど農振用途変更で報告しましたので省略します。

以上で報告を終わります。

議 長
2 番委員

次に大隣委員お願いします。

報告いたします。

50 分の審議番号 2 番です。関連資料は 56 分から 60 分になります。

申請人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は知覧町〇〇字〇〇〇番 畑 213 m² 外 1 筆 計 1,973 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は，市内で〇〇業を営んでおり，〇〇作業施設及び店舗の職員用として既存の駐車場が手狭であり，また大型トラック駐車に対応できないことから，申請地を〇〇生産及び販売に係る大型トラック駐車，店舗来客用・職員用駐車場として整備しようとするものです。

申請地の北側は畑，西側は宅地，南側は県道，東側は市道に接しています。現状のまま利用しますが，東側，南側の道路へ土砂流出しないように適切な勾配を付け，雨水は新設する側溝に表面排水を集め，西側の申請人父親の土地内の側溝へ放流します。日照・通風等については，駐車場として利用するため周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
3 番委員

次に月野委員お願いします。

報告いたします。

50 分の審議番号 3 番です。関連資料は 61 分から 66 分になります。

申請人は知覧町〇〇の〇〇〇〇です。申請地は知覧町〇〇字〇〇〇番 畑 1,088 m² 外 3 筆 計 2,823 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は〇〇〇〇で，〇〇〇〇施設に電力を供給するため一定規模以上の太陽光発電施設及び駐車場を設置するために，申請地を整備しようとするものです。申請地の①については，西側を宅地及び畑に，北側は公園に，東側南側は山林に接していて，②～④については，西側は市道，北側は畑に，東側は山林に接しています。

現状のまま利用しますが，雨水は設置する 2 つの沈砂池及び水路へ放流し，日照・通風等については，駐車場として利用するため，太陽光発電施設周りは高さ 1.5m の植栽をするため，周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで，事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用，遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては，申請内容，添付書類及び現地調査により確認されていますので，適当で

あると判断されます。

審議番号①番の農地区分としては、市の農業振興地域整備計画に定められた農用地域内にある農地であり、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

また、農用地域内農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

審議番号②の農地区分としては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、第 1 種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。

また、第 1 種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

審議番号③の農地区分としては、農地区分に応じた許可基準につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療機関、その他公共施設又は公益的施設が存在する農地であることから、第 3 種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。また、太陽光発電施設であるため、市の「再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」による隣接所有者及び自治会長等への周知報告書が提出されています。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 24 号「農地法第 4 条許可申請に対する許可について」は、審議番号 3 番は申請どおり許可し、審議番号 1 番と 2 番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第 24 号に係る案件について、1 件は申請どおり許可し、2 件は、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議 長 次に、日程第 9 議案第 25 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」を議題といたします。

まず、68 頁「所有権移転」の現地調査員から報告をお願いします。大隣委員お願いします。

2 番委員 報告します。

68 頁の審議番号 1 番です、関連資料は 69 頁から 73 頁になります。

譲受人は川辺町〇〇の〇〇〇〇株式会社、譲渡人は神奈川県〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇番、畑 1,819 m²で〇〇自治会先に位置します。申請人は、市内で〇〇業を営む法人であり、申請地の北側に隣接する〇〇〇番の山林を伐採した丸太の保管場所及び搬出用通路として申請地を使用するものです。

申請地の北側及び西側は山林に、東側は畑に、南側は県道に接しています。現状のまま利用しますが、土留め工事を行うので土砂流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ放流し、日照・通風等については、通路兼資材置場として利用するため周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

次に、月野委員お願いします。

報告します。

68 ページの審議番号 2 番です。関連資料は 74 頁から 78 頁になります。

譲受人は広島県〇〇の株式会社〇〇〇〇、譲渡人は川辺町〇〇の〇〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇番、田 15 m² 外 3 筆 計 1,136 m²で〇〇自治会北側に位置します。

申請人は、市内で〇〇業を営む法人であり、既存の工場敷地内の従業員駐車場が手狭になったことから、申請地を駐車場として整備したものです。

申請地の北側は市道、東側は河川、西側は水路、南側は雑種地に接しています。駐車場には、隣接地と 1.5m の緩衝地を設けているので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で水路へ放流し、日照・通風等については、駐車場のため周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして審議番号 3 番です。関連資料は 79 頁から 82 頁になります。

譲受人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は知覧町〇〇の〇〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇番、畑 984 m²のうち 269 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内の借家に居住する会社員であり、借家が手狭になったことから、申請地を譲り受けて一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側東側は畑に、南側は市道に、西側は宅地に接しています。50 cm 程度の盛土を行いますが、よう壁を設けるので土砂の流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は公共下水道へ放流し、日照・通風等については、建物の高さを加減するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして 83 ページの審議番号 1 番です。関連資料は 84 頁から 87 頁になります。

借人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、貸人は知覧町〇〇の〇〇〇〇〇さんで

議 長
3 番委員

す。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇番、畑 960 m²のうち 195 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内の借家に居住する会社員であり、借家が手狭になったことから申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の東側南側は畑に、西側は田に、北側は宅地に接しています。よう壁を設けるため土砂の流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は公共下水道へ放流し、日照・通風等については、建物の高さを加減するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農地係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきましては、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

所有権移転の審議番号 1 番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地の『その他の農地』に区分されます。

所有権移転の審議番号 2 番の農地区分としては、周囲に概ね 10ha 以上の一団の農地があり、良好な営農条件を備えている区域内にある農地であることから、第 1 種農地と判断されますが、第 1 種農地の不許可の例外である『既存施設の拡張』に区分されます。

申請地はすでに利用されていることから始末書が添付されています。

また、第 1 種農地に区分されるため、県常設審議委員会の意見聴取となります。

所有権移転の審議番号 3 番の農地区分としては、農地区分に応じた許可基準につきましては、水道管、下水道管が埋設されている幅員 4 m 以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね 500m 以内に 2 つ以上の教育施設、医療機関、その他公共施設又は公益的施設が存在する農地であることから、第 3 種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

使用貸借権の審議番号 1 番の農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第 2 種農地の『その他の農地』に区分されます。

以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり
議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 25 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可について」は、所有権移転の審議番号 1 番と審議番号 3 番及び使用貸借権設定の 1 件については申請どおり許可し、所有権移転の審議番号 2 番については、許可相当で県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり
議長 異議なしと認めます。

よって議案第 25 号について、所有権移転の 2 件及び使用貸借権設定の 1 件は申請どおり許可し、所有権移転の 1 件は県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第 10 議案第 26 号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。90 号をご覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は同じく颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 3 件です。設定面積は田 1 筆 785 m²、畑 3 筆 10,279 m²で、理由につきましては、規模拡大 4 件です。

10 a 当たりの取引価格の平均としましては、田が 63 千円、畑が 136 千円でございます。

地域別では、颯娃地域 1 件、知覧地域 2 件、川辺地域 1 件です。

続きまして、92 号～100 号の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、颯娃町〇〇の相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、同じく颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 55 件です。設定面積は、田 38 筆 31,321 m²、畑 60 筆 85,705 m²の合計 98 筆 117,026 m²で、颯娃地域 12 件、知覧地域 26 件、川辺地域 18 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては、今月はありませんでした。

続きまして、101 号～105 号の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、鹿児島市の相続人代表〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん外 19 件です。

設定面積は田 14 筆 8,955 m²、畑 21 筆 14,987 m²の合計 35 筆 23,942 m²で、颯娃地域 8 件、知覧地域 7 件、川辺地域 5 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につきましては、今月はありませんでした。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得られて

いることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権のうち〇〇委員が 25 番、〇〇委員が 38 番、使用貸借利用権のうち〇〇委員が 14 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 26 号「旧農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件について、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 26 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。

関係委員にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。

御異議ございませんか。

関係委員 「異議なし」の声あり

議 長 それでは、関係委員の退室を求めます。

(退 室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 26 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。関係委員の入室を許可いたします。

(入 室)

議 長 関係委員に報告いたします。

議案第 26 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議 長 次に、日程第 11 議案第 27 号「非農地証明願について」を議題といたしま

す。現地調査員の報告を求めます。池田委員お願いします。

17 番委員

報告いたします。

107 ㊦の審議番号 1 番です。関連資料は 108 ㊦から 110 ㊦になります。

申請人は神奈川県〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇番、畑 152 m²で〇〇自治会に位置します。申請者が在住しているころは、自宅の菜園としていましたが、申請者は 70 年程前に転出し、その後両親も亡くなり徐々に山林化し現在に至っています。県外在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして審議番号 2 番です。関連資料は 111 ㊦から 113 ㊦になります。申請人は広島県〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇字〇〇〇番 畑 307 m²で〇〇自治会に位置します。申請者が在住しているころは、自宅の菜園としていましたが、申請者は 70 年程前に転出し、その後両親も亡くなり徐々に山林化し現在に至っています。県外在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

次に、月野委員お願いします。

3 番委員

報告いたします。

107 ㊦の審議番号 3 番です。関連資料は 114 ㊦から 116 ㊦になります。

申請人は大阪府〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は知覧町〇〇字〇〇〇番、畑 978 m²で〇〇自治会に位置します。申請者が平成 11 年に相続する前から、申請地東側部分に杉が生い茂り現在に至っています。県外在住で、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして審議番号 4 番です。関連資料は 117 ㊦から 119 ㊦になります。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇番、畑 978 m²で〇〇自治会周辺に位置します。申請者の母から相続した土地等は昭和 57 年頃から農地として利用しておらず、桜や雑木が生い茂り現在に至っています。市外在住で、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

続きまして審議番号 5 番です。関連資料は 120 ㊦から 122 ㊦になります。

申請人は、南さつま市の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇〇番、畑 1,066 m²で〇〇自治会周辺に位置します。申請者の母から相続した土地等は平成 20 年頃から農地として利用しておらず、原野化し現在に至っています。市外在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長

補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年

数，原野については竹，雑木，雑草等の植生の状態を考慮した上で，農地への復元は著しく困難であるとともに今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問，御意見はございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 質問，御意見がありませんので，採決いたします。

議案第 27 号「非農地証明願について」は，申請理由からしてやむを得ないものとして，申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 27 号については，申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に，日程第 12「その他」でございますが，委員の方々から何かございませんか。

17 番委員 昨年 4 月に農地法第 3 条の改正で下限面積の撤廃が施行されました。例えば穎娃地域では 5 反以上の農地経営が条件で農地取得が出来ておりましたが，下限面積の撤廃で農地が取得しやすくなったと状況です。

ここで事務局に質問です。1 年が経過し南九州市では，下限面積の撤廃で変化があったのかどうか。特徴的なものがあったのかどうか。事前通知をしていましたのでよろしくお願いします。

農 地 係 質問にお答えします。お手元に令和 2 年から令和 5 年度農地法第 3 条許可申請件数一覧表と題した資料を配布してありますのでご覧ください。

令和 5 年度農地法第 3 条の許可申請件数は，総数で 168 件でした。前年の令和 4 年度が 102 件，令和 4 年度を含む過去 3 年間の平均件数は 125 件であり，平均件数と令和 5 年度の申請件数を比較すると 34% の増加，令和 4 年度の単年度で令和 5 年度と比較すると 64% の増加となりました。

168 件のうち下限面積に達していないものによる申請件数は 58 件でした。下限面積を満たした件数は 110 件で，過去 3 年間の平均件数以下であり例年並みの件数と言えます。

以前であれば申請できなかった方々の申請が，総申請件数の 1/3 を示しておりまして下限面積の撤廃による影響が大きかったことが判ります。

58 件の中で申請理由が，規模・経営拡大が 16 件であり，相手方の要望や所有者からの受贈などそれ以外の理由が大半を占めていました。令和 4 年度までは下限面積が大きな壁となって農地の取得をしたかったにも関わらず，申請できなかった方が多かったと考えられます。下限面積の撤廃により 3 条の許可申請が，以前に比べ容易になったため農地の活性化が進むとともに遊休農地，荒廃農地の解消にも大きく影響していくものと思われます。

以上です。

議長 宜しいでしょうか。

17 番委員 下限面積が撤廃されたことが、農地の利用に有効であると理解出来ました。

議長 他にないですか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますが、事務局は何かありませんか。

農地係長 90 分の議案 26 号の所有権移転の 10 a 当たりの取引価格の平均を逸していましたが、田が 63 千円、畑が 136 千円でございます。

16 番委員 畑の 136 千円は、10 a でなく 1 a ではないですか？

局長 売買等の相談時の参考金額になるが間違いないですか。

局長 4 件の平均ですので、場所によって下方にぶれたと思われます。もう少し件数がありましたら良かったのですが。

16 番委員 了解しました。

議長 他にないですか。

農地係 利用権設定の書類記載について資料により説明。
(記載カ所の再確認)

推進委員 借賃の金額について、畑かんの水代などはいかに。

議長 双方の協議に基づいての金額設定。

農業委員 途中で死亡などの場合の手続きはいかに。

農地係 死亡の場合は、市役所の手続きの 1 つとして農業委員会にも来て、貸借がある場合は、契約において名義を変えるとかは行っていません。支払いが生じている場合は、亡くなった方の振込先は凍結されるため、農地を管理していただく方の振込先を出して頂いて、事務局から賃借人に連絡する。

農業委員 借賃の金額は、従来どおりとの回答が多いため、契約更新の場合は従来の金額を事前に記載出来ないか。

農地係 確認して返答いたします。現在は記載のない状況ですが、事務局に持ち帰って従前の金額を記載出来ないか確認します。

農業委員 裏面の印鑑も 2 人とも必要なのですね。

農地係 委員が来て処理をしたとして、耕作者、所有者の印鑑が必要

農業委員 記載例として裏面も印のところに○△を標記したら判りやすい。

推進委員 担当委員が 1 行のものもある。耕作者が先に署名捺印を行い、その後に所有者の署名捺印について書類が届くが、裏面の署名押印が漏れているケースがある。

農政係長 様式については、2 行で統一する。

農地係 確認して回答する。

議長 裏面に記載漏れがないかチェックを行い、様式も統一したもので行いますのでよろしいでしょうか。

委員 「はい」の声あり

議長
事務局長

他にないですか。

4月24日に自治会長との合同行政連絡会の説明会があり企画課の方から本年度は5年に1回の農林業センサスが行われる年になる。農水省・農業会議から農業委員の方々に対して調査対象者の情報提供、統計調査員として参画又は適任者の紹介をして下さいとの文書が来ていますので、自治会長等から相談があった場合には、可能な範囲で相談に乗っていただくとか、お手伝いできる部分がありましたら協力していただければと思います。

昨年の9月の段階で、農業委員で出来ないのかとの質問もあったようですので、農業委員会としては直接統計員として担うのは難しいと解答していますが、自治会長としては地域の農業に詳しい方がいらっしゃるのと事で、何等かの協力は出来ないのかとの要請はありましたので相談があった場合は、可能な範囲で対応していただきたいと思います。

16番委員
事務局長

個人の情報を出しても良いとの事か。

可能な範囲です。情報提供とは、個人に統計調査表いき自治会長さんが本人確認しますが、周りにあの人は農業をやっているようだとか、対象者の情報提供であって個人の経営の内容等は違います。

議長
17番委員

皆さんには守秘義務もありますので。

自治会長が農業委員の皆さんに調査員は誰かいませんかと相談に来ますから、調査員を紹介してくださいの意味だと思います。

事務局長

統計調査員として直接参加したり、適任者は居ませんかの要請であります。相談があった場合は可能な限り協力してください。

議長
農政係長

他にございませんか。

事務連絡

①活動記録簿の記入について再確認（資料により説明）

②最適化活動の点検評価の提出について

③総会終了後に勉強会を行います。

・遊休農地解消事業について

・相続登記に義務化等について

議長
事務局長

他にございませんか。

今後の日程について連絡

議長
委員

只今の件について、御質問はございませんか。

「なし」の声あり

議長

ないようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和6年第4回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長

「一同礼」

閉 会 午後4時35分

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 3 番 _____

会議録署名委員 5 番 _____